

	新しい地方財政再生制度に向けて（方向性の提示）－9月25日－	検 討 す べ き 論 点
早期是正段階	5. 早期是正スキームの方向性 再生段階にまで至ると、住民生活に多大な影響が生じ、問題が深刻化するとともに、再生するまでに長期の取組が必要となることから、以下を踏まえ、より早い段階から財政の健全化を図っていくための早期是正スキームを導入すべきである。 ・この早期是正スキームにおいては、基本的に、地方公共団体の自主的な改善努力を促すことにより財政健全化を実現するものとすべきである。 ・健全性の基準を下回り、早期是正スキームの対象となる地方公共団体（以下「早期是正対象団体」という）は、速やかにその要因等を分析し、具体的な歳出削減措置や歳入確保措置等を内容とする財政健全化計画を策定した上で、これを住民に公表するとともに、国・都道府県に報告することとすべきである。 ・財政健全化計画を策定した団体は、毎年度、又は必要に応じ随時計画の実施状況を公表するとともに、国・都道府県に報告することとすべきである。 ・早期是正対象団体において実効性のある財政健全化計画が策定されるための国・都道府県の関与のあり方としては、あくまでも地方公共団体の自主的な努力を促すようなものを原則とすべきである。 ・早期是正対象団体における財政運営上の課題をよりの確に把握するため、外部監査の充実など、監査機能の強化について検討すべきである。	①早期是正対象団体となる基準の財政悪化の程度のイメージはどのようなものとするか。 ②財政健全化計画は、基準に該当すれば法律上策定を義務付けることとするか。 ③財政健全化計画の内容として求める目標、記載事項はどのようなものとすべきか。 ④財政健全化計画の計画期間についてどう考えるべきか。 ⑤財政健全化計画の策定手続をどうするか。長が作成し、議会の議決を経ることとするか。 ⑥財政健全化計画の実効性を確保するための方策は、実施状況の公表等のほかにどのようなものが考えられるか。 ⑦早期是正対象団体へ国等の関与が必要となる場合とはどのような場合が考えられるか。その場合、地方公共団体の自主的な努力を促す仕組みとしてどのようなことが考えられるか。 ⑧外部監査の充実など、監査機能の強化について具体的にはどのようなことが考えられるか。
再生段階	6. 新たな再生スキームの課題 早期是正対象団体よりさらに財政状況が悪化して、指標が一定の水準を下回るなど、早期是正スキームによる自主的な健全化努力のみでは財政の健全化が困難と思われる地方公共団体（以下「再生対象団体」という）については、自助努力を前提としつつ国・都道府県の関与の下で財政を再生するスキームを導入することとし、以下の点について検討を進める。 ・再生対象団体の範囲については、早期是正対象団体の基準や内容等を勘案し、検討を進める。 ・検討にあたっては、3で整理したように、（1）現行の地方行財政制度の基本的枠組みの下で再生が行われる場合と、（2）地方行財政制度の抜本改革（国による事務の義務づけの廃止、地方税の充実、投資的事業に対する財源措置の抜本的な見直し、地方債の自由化等）が進展した下で再生が行われる場合とに分けて検討すべきである。 ・（1）の場合、再生対象団体が自らの責務を最大限発揮しなければならないが、一方で、住民に対する基礎的な行政サービスの提供を維持する必要がある、再生計画の策定やその実効性の担保のため、国は必要な関与を行うべきである。併せて、国として必要な再生促進策について検討すべきであり、国が再生促進策を講じる場合には、その内容との関連も踏まえて、必要な関与のあり方について検討すべきである。 ・（2）の場合については、地方行財政制度の抜本改革を前提に、（1）に加え、さらに整備すべき再生ツールの必要性について検討する。その際、債務調整の是非を検討し、その必要性が考えられる場合には、他の地方公共団体への影響、司法の関与のあり方やその対象となる範囲等についても検討課題となる。	①再生対象団体の基準となる財政悪化の程度のイメージはどのようなものとするか。 ②再生スキームの適用については、当該団体の申出制のままでよい。義務化すべきか。 ③再生計画にはどのような内容を求めるか。例えば、超過課税等住民の負担を求めることを法定するか。 ④再生計画の目標や期間をどうするか。 ⑤再生計画の策定やその実効性の担保のためには、どのような関与が必要になるのか。（計画内容、その実施状況、計画に反する財政運営の防止措置等への関与のあり方など） ⑥再生促進策としてはどのようなことが考えられるか。 ⑦再生促進策との関連で関与の程度をどのように考えていくか。 ⑧地方行財政制度の抜本改革の進展等とは、どのような条件がそろった状態と考えるか。その際さらに整備すべき再生ツールとして必要なものは何か。 ⑨債務調整についてどう考えるか。他の地方公共団体への影響、司法の関与のあり方やその対象となる範囲等についてどう考えるか。